

「有休取得義務化」を理解する

労働基準法の改正に伴い、有給休暇の5日間取得義務化が開始されました。制度の対象となる雇用者が多いため、有休に関する認識の変化が浸透していくにつれ、対策を迫られる企業も増えていくと予想されます。ここでもう一度、取得義務制度について理解を深めておきましょう。

有給休暇の取得義務化がスタート。「対象者」と「時間有休」の取り扱いに注意

2019年4月より、働き方改革の一環として有給休暇の5日間取得義務化が開始されました。

既に、他の報道で概要を目にされた方も多いと思いますが、ここでもう一度、制度の対象者と違反時の罰則について理解しておきましょう。

表：有休取得義務の対象者

勤務形態	概要
フルタイム	<ul style="list-style-type: none"> 勤続年数が6ヵ月以上で、その間の出勤率が8割以上の「正社員」または「契約社員」 基準日に10日以上の有給休暇が付与され、その時点で対象者に。
パートタイム	<ul style="list-style-type: none"> 所定労働日数が週5日もしくは週30時間以上で、勤続年数が6ヶ月以上、その間の出勤率が8割以上 所定労働日数が週4日、勤続年数が3.5年以上 所定労働日数が週3日、勤続年数が5.5年以上 上記いずれかに該当する「パート・アルバイト」。 基準日に10日以上の有給休暇が付与され、その時点で対象者に。

働き方改革関連法では、有給休暇の基準日において、年間10日以上の有休が付与される労働者(上表)については、最低5日間、有給休暇を取得させることを企業に義務付けています。

前記の義務に違反した場合、厚生労働省は、罰則として労働者1人につき、30万円以下の罰金を課す方針です(ただし「丁寧な指導」を行った後でも改善が見られない場合)。本方針が後押しとなり、労働者の有休管理に真剣に取り組む企業も増えています。

注意していただきたいのは、1時間単位で取得できる「時間単位有休」(時間有休)の取り扱いです。

時間単位有休で取得された有給は、有休消化義務の対象としてはカウントしないこととされています。このため、半日もしくは1日単位での有休消化を促進していくことが必要となります。

有休管理にも存在感。クロノスで「簡単」「確実に」有休管理

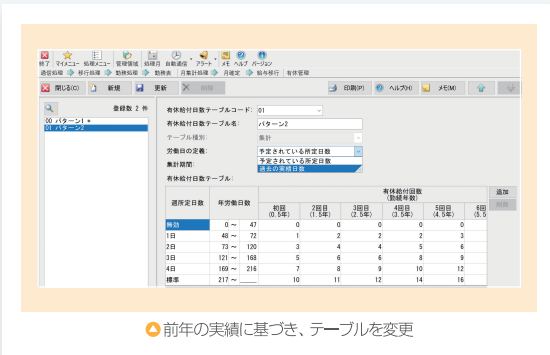
有給休暇の確実な取得を実現するため、企業には「雇用者の有休取得を後押し」しつつ、「有休申請から消化までの記録を保持していくこと」が求められます。

このように、管理コストの増加が予想される有休管理。そこで、クロノス社の就業管理ソフトウェア「クロノスPerformance」は、有休管理に関連する機能の高度化にも力を入れています。

特に今回の法対応にあたっては「有休管理」に有休付与テーブルを追加できる機能を実装しました。これにより、国が定めた有休付与テーブル以外にも、お客様独自の有休付与テーブルを設定することができますので、職種ごとに、より柔軟な対応が可能となりました。

また、パートタイマーとして働く雇用者の場合は、年度ごとに当初の契約とは「働き方」が変わっていくケースが多くみられます。このような事例に対応するため、前年の働き方から最も相応しい有休管理テーブルを判断し、各個人の付与テーブルを変更できる機能を搭載しました(図)。

図：各個人の有休付与テーブルを変更



計画有休機能で今年度の「有休」が見える。

有給休暇の取得にあたっては、「計画有休」機能を利用することで、前もって「いつ有休取得す

るか」を雇用者単位で設定することができます。

有休管理の一覧表では、確認時点での有休残数だけでなく、計画有休も含めた残数も表示するため、5日間消化義務を満たしているか(あるいは「満たせそう」か)が一目でわかります。

さらに、有休残数の情報は、タイムレコーダー「テレタイムZ」や、Web申請承認システム「X'sion(クロスシオン)」にも表示することができます。普段から有休に関する情報を目につきやすくすることで、雇用者・従業員ともに有休消化を認識できるようになり、計画的な有給休暇の取得を後押し。お客さま企業の「働き方改革」をしっかりサポートします。

「有休管理機能」は、労働現場を熟知した社会保険労務士の先生が監修し、開発・搭載したクロノスPerformance自慢の機能です。

これから、有休管理をどのようにしていこうかとお考えの企業さまにとって、クロノス社のソリューションが一助となれば幸いです。

広島営業所を開設します

中国地区の皆さま、お待たせいたしました！営業拠点として11月より広島営業所を開設いたします。クロノス株式会社は、これからも心のこもったサポートで、お客さまのお役に立ちつづけます。



〒730-0017 広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル10F
082-530-9741

人の働くところに、いつでも。就業管理はクロノス